

令和6年度第2回港区区政会議「事前意見内容と区役所の対応・考え方」

番号	部会	担当課	ご意見内容	区役所の対応・考え方
1	福祉部会	窓口サービス課(保険年金・管理)	国保料を滞納している加入者については、保険証に代わり、現在短期証や資格証といったシステムで対応している。 令和6年12月2日以降、保険証を新たに発行しないことが決まっているが、国保料を滞納している加入者についての取扱いはどうに対応する予定であるかご教示願いたい。	・短期証については、この度の法改正を踏まえ、令和6年度(R6年11月1日)の更新をもって廃止となっており、現在は一般の加入者の方の通常証と同じ令和7年10月31日まで有効のものを発行しております。 ・また、令和6年12月2日以降は、上記の再交付、あるいは新規で生じた場合、一般の加入者の方と同様にマイナ保険証(マイナンバーカードに保険証を登録したもの)をお持ちの場合はあらたに「資格情報のお知らせ」を、お持ちでない場合は「資格確認書」を発行することになります。 ・資格証については、この度の法改正を踏まえ、令和6年12月2日をもって廃止となりますが、それまでに発行されたものは令和7年10月31日まで有効です。 ・また、令和6年12月2日以降は、上記の再交付、あるいは新規で生じた場合、マイナ保険証をお持ちの場合はあらたに「資格情報のお知らせ(特別療養)」を、お持ちでない場合は「資格確認証(特別療養)」を発行することになります。これらについて、病院等での自己負担は従前どおり10割負担となります。
2	福祉部会	保健福祉課(福祉)	経営課題4の「まちぐるみで子育て」の応援の中で、低年齢児の保育所入所枠の確保とあるが、 ・具体的な数値目標(があれば)と取組について ・現時点で入所枠に入りきれない困った家庭があった場合、具体的にどの様な対応を取られているのか。	・仕事と出産・子育てをともに選択できる社会の実現を目指して、保育所待機児童を含む利用保留児童の解消を図るため、本市ではこども青少年局を中心に各区役所などと連携し、様々な方策を実施しています。 ・当区では出生数が、令和元年の589人から5年には444人と減少傾向にあります。しかしながら、コロナ禍後の景気回復などに伴う就業者数の増加、マンション建設、さらに令和6年9月から実施の第2子保育料無償化により、低年齢児を中心とした保育ニーズが見込まれます。 ・このような状況から当区では待機児童の発生のないよう、ニーズの高い地域に保育所(小規模保育施設を含む)の開設を促すような募集を、こども青少年局と連携して行うとともに、マンション建設には計画段階からマンション内への保育所の設置を要請しています。 ・当区では令和5年4月、令和6年9月にニーズの高い地域で保育所が開設され、入所枠が増となりましたが、引き続きニーズの動向に合わせた募集を行っていきます。 ・また、もしも希望する保育所の入所枠に入らない児童が発生する場合には、希望する保育所を増やすことや、企業主導型保育所、認可外保育所、一時保育の案内を行っています。